

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

（疾病・感染症対策室）

一

告 示

○情報公開条例第三十八条第二項に規定する特定出資団体等について

（県政情報公開室）

二

○宮城県議会定例会の招集

（財政課）

三

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

（NPO活動促進室）

三

○家畜伝染病の発生

（畜産課）

四

○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地としての指定

（農村整備課）

四

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

（水産業振興課）

四

○道路の区域変更（二件）

（道路課）

四

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

（防災砂防課）

五

○海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託

（教育庁高校教育課）

六

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

（大河原地方振興事務所）

六

○土地改良区の定款変更の認可

（同）

七

○土地改良事業の工事の完了の届出

（北部地方振興事務所）

七

○土地改良区の定款変更の認可

（同）

八

○土地改良区役員の退任の届出

（同）

八

○土地改良区役員の退任の届出

（同）

八

○土地改良区役員の退任の届出

（同）

八

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

八

議 会

○宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

選挙管理委員会

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

九

規 則

先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十号

先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の一部を改正する規則

次のように改正する。
第三条中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「医療に関する給付を受けているもの」を「被保険者」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

| | |
|-------|-------------|
| 申請区分 | 新規・継続・追加・変更 |
| 受給者番号 | |

先天性血液凝固因子障害等医療受給者証交付申請書

| | | | |
|--------|--------------------------|-------------|-----|
| ふりがな氏名 | | 性別 | 男・女 |
| 生年月日 | 年 月 日 | 職業 | |
| 住所 | (電話) | | |
| 給付者 | 加入者氏名 | 受給者との続柄 | |
| | 保険種別 | 被保険者証の記号・番号 | |
| | 被保険者の発行機関所在地 | | |
| 申請者 | ふりがな氏名 | 受給者との続柄 | |
| 住所 | (電話) | | |
| 病名 | 1 先天性血液凝固因子障害 | | |
| | 2 血液凝固因子製剤の投与によるH I V感染症 | | |
| 医療機関 | 1 名称 | 診療科 | |
| | 2 住所 | 診療科 | |

上記のとおり、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を申請します。

申請者 印

宮城県知事 年 月 日 殿

(注) 1 申請区分のうち、該当するところを○で囲んでください。
2 新規申請以外の場合には、受給者番号を記入してください。

第1項(第4条関係)中「資格消滅届」や「受給者証返還届」は「問合せ」や「問い合わせ」に改め

る。また「3 老人保健法適用者の場合には、数か月分まとめて記入できます。」は「2」

| | | | | | |
|--------|--------------------------|-----------|-----|-----------|----------------|
| 「保険の種別 | 国保・政管・組合船員共済・後期・介護共済・その他 | 老人保健適用の有無 | 有・無 | 社会保険等負担割合 | 7割・8割・9割その他() |
|--------|--------------------------|-----------|-----|-----------|----------------|

| | | | |
|--------|--------------------------|-----------|----------------|
| 「保険の種別 | 国保・政管・組合船員共済・後期・介護共済・その他 | 社会保険等負担割合 | 7割・8割・9割その他() |
|--------|--------------------------|-----------|----------------|

第2項

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

2 この規則の施行前に、改正前の先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則(以下「旧規則」といふ。)の規定によりなされた手続、処分その他の行為がこの規則の施行の際に効力を有するものは、改正後の先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用交付規則(以下「新規則」といふ。)の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

3 旧規則の規定による様式第一号、様式第二号及び様式第六号は、当分の間、新規則の規定によるものとする。

告 示

○宮城県告示第六百三十八号

情報公開条例(平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」といふ。)第三十八条第二項の規定により、特定出資団体等を次のとおり指定する。

なお、平成十九年宮城県告示第六百二十九号(情報公開条例第三十八条第二項に規定する特定出資団体等(以下「特定出資団体」といふ。))は、廃止する。

平成二十年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 条例第三十八条第二項第一号に掲げる特定出資団体等

- 1 財団法人東北開発研究センター
- 2 財団法人宮城県地域振興センター
- 3 仙台臨海鉄道株式会社
- 4 阿武隈急行株式会社
- 5 財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団
- 6 財団法人宮城県環境事業公社
- 7 財団法人宮城県文化振興財団
- 8 財団法人慶長遣欧使節船協会
- 9 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
- 10 財団法人宮城県腎臓協会
- 11 財団法人みやぎ産業振興機構
- 12 株式会社テクノプラザみやぎ
- 13 宮城県信用保証協会
- 14 仙台港流通ターミナル株式会社
- 15 財団法人仙台勤労者職業福祉センター
- 16 財団法人宮城県国際交流協会
- 17 財団法人みやぎ産業交流センター
- 18 株式会社仙台港貿易促進センター
- 19 宮城県漁業信用基金協会
- 20 財団法人みやぎ農業担い手基金
- 21 社団法人宮城県農業公社
- 22 財団法人翠生農学振興会
- 23 社団法人みやぎ原種苗センター
- 24 社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会
- 25 社団法人宮城県畜産物価格安定基金協会
- 26 社団法人宮城県配合飼料価格安定基金協会
- 27 社団法人宮城県畜産協会
- 28 財団法人みやぎ林業活性化基金
- 29 社団法人宮城県林業公社
- 30 社団法人宮城県漁業無線公社
- 31 社団法人宮城県建設センター

- 32 財団法人みやぎ建設総合センター
 - 33 財団法人七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団
 - 34 財団法人宮城県フエリー埠頭公社
 - 35 財団法人石巻湾漁業振興基金
 - 36 財団法人仙台湾漁業振興基金
 - 37 塩釜港開発株式会社
 - 38 宮城県開発株式会社
 - 39 仙台空港ビル株式会社
 - 40 仙台エアカーゴターミナル株式会社
 - 41 仙台空港鉄道株式会社
 - 42 財団法人宮城県下水道公社
 - 43 財団法人宮城県建築住宅センター
 - 44 財団法人宮城県体育協会
 - 45 財団法人宮城県スポーツ振興財団
 - 46 財団法人宮城県暴力団追放推進センター
- 二 条例第三十八条第二項第二号に掲げる特定出資団体等
- 1 財団法人宮城県地域医療情報センター
 - 2 社会福祉法人恩賜財団済生会支部宮城県済生会
 - 3 社団法人宮城県トラック協会
 - 4 宮城県商工会連合会
 - 5 宮城県農業会議
- 宮城県告示第六百三十九号
平成二十年六月十七日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。
平成二十年六月十日
- 宮城県告示第六百四十号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。
平成二十年六月十日
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民

の会

大川 昭雄

一 代表者の氏名

二 主たる事務所の所在地

仙台市宮城野区榴ヶ岡四丁目二番八号

三 定款に記載された目的

この法人は、宮城県民に対して、保健、医療又は福祉の増進を図る活動をを通じて、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の制定の主旨に基づき、人間の尊厳が貫かれ、かつ十分な介護を受けられる社会的機能の構築に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十年五月二十二日

○宮城県告示第六百四十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十年六月十日

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 畜種

牛（ホルスタイン種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 四頭

四 発生場所又は区域

涌谷町

五 発生年月日

平成二十年五月二十七日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第六百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三

条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業栗原地区について樹立する換地計画に関し、

次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定した。

平成二十年六月十日

一 地積を特に減じて定める土地

| | | | | | | | |
|------|------|-----|------|----|----|-------------------|------------------------|
| 市町村名 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 用地 | 地積 m ² | 特に減ずる地積 m ² |
| 栗原市 | 栗駒栗原 | 二枚橋 | 八四・一 | 畑 | 畑 | 四五二 | 三二五 |

二 換地を定めない土地

| | | | | | | |
|------|------|------|------|----|----|-------------------|
| 市町村名 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 用地 | 地積 m ² |
| 栗原市 | 栗駒栗原 | 二枚橋 | 八四・四 | 畑 | 畑 | 一四四 |
| 栗原市 | 栗駒栗原 | 二枚橋 | 九七・二 | 畑 | 畑 | 二一七 |
| 栗原市 | 栗駒栗原 | 二枚橋 | 九七・三 | 畑 | 畑 | 二九〇 |
| 栗原市 | 栗駒栗原 | 大谷地 | 二二 | 畑 | 畑 | 四八〇 |
| 栗原市 | 栗駒栗原 | 八千刈 | 八三 | 畑 | 畑 | 六四二 |
| 栗原市 | 築館 | 黒瀬北向 | 二二・三 | 畑 | 畑 | 三五八 |

○宮城県告示第六百四十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、網地島加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年六月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
 二 路線名 角田柴田線
 三 道路の区域

| | | | | |
|--|-----------|-----------------|-----------------|--|
| 変更の区間 角田市江尻字江西一六九番地先から 同市江尻字江西一九八番地先まで | 変更の 前後 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) | 備考 上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。 |
| | 前A | 六・五 | 九〇・〇 | |
| | 後A | 六・五 | 九〇・〇 | |
| | 後B | 二・七 九・〇 | 九四・〇 | |

○宮城県告示第六百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年六月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道
 二 路線名 中田栗駒線
 三 道路の区域

| | | | |
|---|-----------|-----------------|-----------------|
| 変更の区間 登米市石越町南郷字新田二三番一地先から 同市同町南郷字新田二三番一地先まで | 変更の 前後 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
| | 前 | 八・五 一〇・五 | 三七・〇 |
| | 後 | 九・五 一五・五 | 三七・〇 |

○宮城県告示第六百四十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

平成二十年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 新館の1急傾斜地崩壊危険区域
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|--|--|--------------------------------------|
| 郡市 | 町村区 | 大字 | 字 | 地番 | 標柱番号 | 縦覧場所 |
| 白石市 | | 新館町 | | 百五番六 八十七番十六 八十七番十三 九十六番四 百五番十一 百五番九 二十六番一地先 二十六番一 | 一号 二号 三号から六号まで 十二号 十三号 十四号 七号 八号から十一号まで | 宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県大河原土木 事務所 |
| | | 南町 | 二丁目 | | | |

二 古沢元急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| | | | | | | |
|-----|-----|----|----|-------------------------------|--|-------------------------------------|
| 郡市 | 町村区 | 大字 | 字 | 地番 | 標柱番号 | 縦覧場所 |
| 岩沼市 | | 志賀 | | 九十二番一 九十六番 五十番一 五十二番 | 一号及び十一号か ら十五号まで 二号から五号まで 六号及び十号 七号及び八号 | 宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県仙台土木事 務所 |
| | | 雷神 | 長坂 | | | |

三 要害の2急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱六号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱七号から標柱十六号までを順次結んだ線及び標柱七号から標柱十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱十七号から標柱三十号までを順次結んだ線及び標柱十七号から標柱三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| | | | | | | |
|-----|-----|----|---|---|--|-------------------------------------|
| 宮城郡 | 町村区 | 大字 | 字 | 地番 | 標柱番号 | 縦覧場所 |
| 七ヶ浜 | 東宮浜 | 左道 | | 三十八番一 三十六番一 五十一番一 五十番一 三十六番三 三十四番一 三十四番二 三十三番 三十二番一 三十二番六 二十九番三 二十九番四 二十八番 五十八番二 | 一号から三号まで 四号 五号 六号 七号 八号及び九号 十号 十一号及び十二号 十三号及び十四号 十五号及び十六号 十七号 十八号及び十九号 二十号から二十六号まで 二十七号 | 宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県仙台土木事 務所 |

| | |
|------|----|
| 五十番一 | 九号 |
|------|----|

| | |
|------|------------|
| 五十五番 | 二十八号及び二十九号 |
| 二十九番 | 三十号 |

○宮城県告示第六百四十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、海洋総合実習船宮城丸の漁獲物の地方卸売市場気仙沼市魚市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十年五月三十日次のとおり委託した。

平成二十年六月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

宮城県気仙沼市南町三丁目二番七号 気仙沼漁業協同組合

二 委託期間

平成二十年五月三十日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、柴田町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年六月十日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 土 井 敏

一 就任した者

| 就任年月日 | 氏名 | 住 所 | 役職名 |
|-------------|-------|-----------------------|-----|
| 平成二十年五月二十三日 | 平間 明夫 | 柴田郡柴田町大字成田字内越五十五番地 | 理事 |
| 平成二十年五月二十三日 | 一条 清次 | 柴田郡大河原町字中島町七番地五 | 理事 |
| 平成二十年五月二十三日 | 齋藤 一郎 | 柴田郡柴田町大字四日市場字炭釜百七十三番地 | 理事 |
| 平成二十年五月二十三日 | 大平 良夫 | 角田市小坂字西迎五十二番地 | 理事 |
| 平成二十年五月二十三日 | 加藤 一郎 | 柴田郡柴田町大字上川名字館山四十四番地 | 理事 |

二 退任した者

| | | | | |
|-------------|------|----|----------------------|-----|
| 平成二十年五月二十二日 | 大沼喜昭 | 地 | 柴田郡柴田町大字船迫字土平二十六番 | 理事 |
| 平成二十年五月二十二日 | 加茂力男 | 地 | 柴田郡柴田町大字下名生字大畑脇七十八番 | 理事 |
| 平成二十年五月二十二日 | 星作三 | 地 | 柴田郡柴田町榎木下町二丁目六番二十五号 | 理事 |
| 平成二十年五月二十二日 | 百々征祐 | 地 | 柴田郡柴田町大字富沢字坂本六十七番 | 理事 |
| 平成二十年五月二十二日 | 齋藤一郎 | 地 | 柴田郡柴田町大字四日市場字炭釜百七十三番 | 理事 |
| 平成二十年五月二十二日 | 一条清次 | 地 | 柴田郡大河原町字中島町七番地五 | 理事 |
| 平成二十年五月二十二日 | 平間明夫 | 地 | 柴田郡柴田町大字成田字内越五十五番 | 理事 |
| 退任年月日 | 氏名 | 住所 | | 役職名 |

| | | | | |
|-------------|-------|---|----------------------|----|
| 平成二十年五月二十三日 | 岡崎静夫 | 地 | 柴田郡柴田町大字人間田字三本木百四十六番 | 監事 |
| 平成二十年五月二十三日 | 玉槻正夫 | 地 | 柴田郡柴田町大字船岡字砂田七十番 | 監事 |
| 平成二十年五月二十三日 | 佐藤利夫 | 地 | 柴田郡柴田町大字上川名字江坪十四番 | 監事 |
| 平成二十年五月二十三日 | 加納厚志 | 地 | 柴田郡柴田町大字榎木字館前百十一番 | 理事 |
| 平成二十年五月二十三日 | 阿部誠悦 | 地 | 柴田郡柴田町大字人間田字関本十五番 | 理事 |
| 平成二十年五月二十三日 | 根本誓夫 | 地 | 柴田郡柴田町大字中名生字登夫二百三十七番 | 理事 |
| 平成二十年五月二十三日 | 関重吉 | 地 | 柴田郡柴田町大字葉坂字寺前七十七番 | 理事 |
| 平成二十年五月二十三日 | 日下啓一 | 地 | 柴田郡柴田町船岡中央一丁目六番十八号 | 理事 |
| 平成二十年五月二十三日 | 大沼喜昭 | 地 | 柴田郡柴田町大字船迫字土平二十六番 | 理事 |
| 平成二十年五月二十三日 | 加茂力男 | 地 | 柴田郡柴田町大字下名生字大畑脇七十八番 | 理事 |
| 平成二十年五月二十三日 | 松田善一朗 | 地 | 柴田郡柴田町榎木下町三丁目一番四十四号 | 理事 |

| | | | |
|--------|-----|----------|------------|
| 大崎市 | 葛岡 | 葛岡 | 葛岡 |
| 届出者の名称 | 地区名 | 事業の種類 | 工事完了年月日 |
| | | 基盤整備促進事業 | 平成十八年三月十五日 |

宮城県告示第六百五十号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。
 平成二十年六月十日

宮城県大河原地方振興事務所
 所長 大平輝雄

宮城県告示第六百四十九号
 角田土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十年六月四日認可した。
 平成二十年六月十日

宮城県大河原地方振興事務所
 所長 土井敏

| | | | | |
|-------------|------|---|----------------------|----|
| 平成二十年五月二十二日 | 岡崎静夫 | 地 | 柴田郡柴田町大字人間田字三本木百四十六番 | 監事 |
| 平成二十年五月二十二日 | 玉槻正夫 | 地 | 柴田郡柴田町大字船岡字砂田七十番 | 監事 |
| 平成二十年五月二十二日 | 佐藤利夫 | 地 | 柴田郡柴田町大字上川名字江坪十四番 | 監事 |
| 平成二十年五月二十二日 | 水戸稔 | 地 | 角田市神次郎字中田百十四番一 | 理事 |
| 平成二十年五月二十二日 | 村上紘一 | 地 | 柴田郡柴田町大字人間田字小豆岡百番 | 理事 |
| 平成二十年五月二十二日 | 卯花知明 | 地 | 柴田郡柴田町大字葉坂字女蔵六十番 | 理事 |
| 平成二十年五月二十二日 | 加納厚志 | 地 | 柴田郡柴田町大字榎木字館前百十一番 | 理事 |
| 平成二十年五月二十二日 | 関重吉 | 地 | 柴田郡柴田町大字下名生字大畑脇七十八番 | 理事 |
| 平成二十年五月二十二日 | 日下啓一 | 地 | 柴田郡柴田町船岡中央一丁目六番十八号 | 理事 |

○宮城県告示第六百五十一号

志田郡桑折土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十年六月二日認可した。

平成二十年六月十日

宮城県北部地方振興事務所

所長 大 平 輝 雄

○宮城県告示第六百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大崎土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年六月十日

宮城県北部地方振興事務所

所長 大 平 輝 雄

退任した者

| | | | |
|-------------|---------|-----------------|-----|
| 退任年月日 | 氏 名 | 住 所 | 役職名 |
| 平成二十年五月三十一日 | 齋 藤 榮 一 | 大崎市古川大幡字原田一七四番地 | 理事 |

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年六月十日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

| | |
|---------------|-----------------------------|
| 宮城県知事 村 井 嘉 浩 | 岩沼市寺島字西川百八番一 |
| 平塚 純子 | 岩沼市押分字奥山百八十六番地の一 林住宅一 ・二 |

議 会

○宮城県議会訓令甲第一号

宮城県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年六月十日

宮城県議会議長 高 橋 長 偉

宮城県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県議会議務局処務規程（昭和五十一年宮城県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第五号中、「第十七号から第十九号」を、「第十九号から第二十一号」に改め、同条第十三号中「第十五号及び第十六号」を、「第十五号から第十八号まで」に改める。

第七条中第二十一号を第二十三号とし、第十七号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第十六号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 次長又は課長の職にある者の自己啓発等休業及びその期間の延長の承認並びに承認の取消し

第七条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 次長又は課長の職にある者の育児短時間勤務及びその期間の延長の承認並びにその取消し

第八条第二項第三号中、「第十二号及び第十三号」を、「第十四号及び第十五号」に改め、同項第七号中、「第九号及び第十号」を、「第九号から第十二号まで」に改める。

第八条第二項第二十号を第二十二号とし、第十一号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 職員の自己啓発等休業及びその期間の延長の承認並びに承認の取消し

第八条第二項第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 職員の育児短時間勤務及びその期間の延長の承認並びにその取消し

第十一条の二中、「育児休業」の下に、「育児短時間勤務」を加える。

第十二条を第十二条の二とし、第十一条の五を第十二条とし、第十一条の四の次に次の一条を加える。

（自己啓発等休業）

第十一条の五 職員自己啓発等休業については、別に定めるもののほか、知事の事務部に勤務する一般職の職員の例による。

第十三条の三第二項中、「第十二条」を、「第十二条の二」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年六月十日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十八号

平成二十年六月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十年六月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、一六三

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三八四、六九〇

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

| | | | |
|------------|--------|--------|--------|
| 青葉選挙区 | 七四、八〇八 | 岩沼選挙区 | 一一、八〇五 |
| 宮城野選挙区 | 四九、二一九 | 登米選挙区 | 二四、二八六 |
| 若林選挙区 | 三四、六三九 | 栗原選挙区 | 二二、二八五 |
| 太白選挙区 | 五九、一八八 | 東松島選挙区 | 一一、六七八 |
| 泉選挙区 | 五五、八八九 | 大崎選挙区 | 三七、三〇二 |
| 石巻・牡鹿選挙区 | 四八、五六七 | 柴田選挙区 | 二二、二九一 |
| 塩釜選挙区 | 一六、二六〇 | 亘理選挙区 | 一四、五六五 |
| 気仙沼選挙区 | 一八、〇六九 | 宮城選挙区 | 一三、〇二三 |
| 白石・刈田選挙区 | 一四、九七二 | 黒川選挙区 | 二一、八九五 |
| 名取選挙区 | 一八、二八五 | 加美選挙区 | 九、五六三 |
| 角田・伊具選挙区 | 一三、六三七 | 遠田選挙区 | 一一、三五二 |
| 多賀城・七ヶ浜選挙区 | 二二、三四七 | 本吉選挙区 | 八、二二七 |

○宮選管告示第五十九号

平成二十年六月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおり

である。

平成二十年六月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健 一

三八四、六九〇